

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について
(両立支援助成金の見直し・均衡待遇・正社員化推進奨励金の廃止関係)

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課
雇用均等政策課
短時間・在宅労働課

1 改正の内容

(1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の改正 (雇保則第 116 条第 3 項第 2 号)

① 設置費及び増築費

初年度及び3年度目から5年度目までのいずれかの年度の2段階で支給する。(現行は、初年度に一括支給)

② 運営費

支給額は、各年に要した費用から保育料相当額(※)を控除した額の1/2(中小は2/3)とする。(現行は、各年に要した費用の1/2(中小企業は2/3))

※ 保育料相当額：定員総数(上限10人)×1万円(中小は5千円)×運営月数

③ 経過措置

施行日前に改正前の内容に基づく申請を行った事業主等に対する本助成金の支給については、なお従前の例による。

※ 上記内容のほか、支給要領において次の内容を盛り込むこととしている。

- 設置費
定員1人当たり基準面積(7㎡)と1㎡当たりの基準単価を設定
- 休園施設の取扱い
5年を超えて運営休止中の保育施設について、再開計画書(3年以内)の提出を事業主に求め、再開計画期間内に運営を再開できない場合は設置費、増築費を返還。
- 定員変更頻度
定員変更は1年に1度までとする。ただし、設置費の支給を受ける場合は、2回目の支給を受けるまでは、定員減員の変更を不可とする。

(2) 期間雇用者継続就業支援コースの新設 (雇保則第 116 条第 4 項第 1 号ロ及び第 2 号ロ)

平成 25 年 4 月 1 日以降に、6 か月以上の育児休業を終了した期間雇用者を原職等に復帰させ、又は通常の労働者に転換させ、育児休業終了後 6 ヶ月以上継続して雇用した中小企業事業主を対象とした助成金のコースを新設。

	支給額	
1人目	40万円	
2~5人目まで	15万円	
通常の労働者に転換させた場合	1人目	10万円加算
	2~5人目	5万円加算

(3) 中小企業事業主に係る定義変更

① 支給対象事業主の基準を、中小企業基本法に基づく中小企業事業主に統一。

ア 子育て期短時間勤務支援助成金（雇保則第 116 条第 2 項第 2 号）

（現行は、常用労働者数が 100 人以下又は 101 人以上で支給内容を区分）

イ 中小企業両立支援助成金

a 代替要員確保コース（雇保則第 116 条第 4 項第 1 号イ及び第 2 号イ）

（現行は、300 人以下企業事業主に支給）

b 休業中能力アップコース（雇保則第 139 条）

（現行は、300 人以下企業事業主又は構成企業の過半数が 300 人以下企業の事業主団体に支給）

② 経過措置

ア 子育て期短時間勤務支援助成金

平成 25 年度中に支給要件を満たした場合は、下記網掛け下線部の支給額とする。

	100 人以下		101 人以上	
中小企業 事業主	1 人目 2~5 人目	40 万円 15 万円	1 人目 2~5 人目 6~10 人目	40 万円 15 万円 10 万円（なし）
上記以外	1 人目 2~5 人目 6~10 人目	40 万円（30 万円） 15 万円（10 万円） 10 万円	1 人目 2~10 人目	30 万円 10 万円

（括弧内は改正後の新雇保則を適用した場合の支給金額）

イ 中小企業両立支援助成金

平成 25 年度中に旧要件を満たした場合は、従前の支給対象事業主を中小企業事業主とみなして支給する。

(4) 継続就業支援コースの廃止（雇保則第 116 条第 4 条第 1 号ロ及び第 2 号ロ）

経過措置として、施行日前に旧雇保則の要件を満たし、育児休業を終了した被保険者がいる事業主については、当該被保険者に係る支給に限り、従前の通りとする。

(5) 両立支援助成金の支給額上乘せ制度の創設（ポジティブ・アクション加算）

（雇保則第 116 条第 5 項及び第 139 条第 5 項）

両立支援の実効性を高めるため、中小企業が、ポジティブ・アクションとして女性の採用拡大、職域拡大、管理職登用等の数値目標を「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」の「女性の活躍推進宣言コーナー」で宣言し、当該数値目標を達成した場合に、中小企業両立支援助成金（※）の支給額を 5 万円上乘せする。（1 企業あたり 1 回を限度）

※ 中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース、休業中能力アップコース、期間雇用者継続就業支援コース）

(6) 均衡待遇・正社員化推進奨励金の廃止（パート則第12条及び第13条、雇保則第118条の2並びに労災則第26条）

均衡待遇・正社員化推進奨励金は、平成25年度から企業内のキャリアアップを促進するための包括的な助成制度に整理・統合される予定であるため、平成25年3月31日をもって、本奨励金を廃止することとするとともに、廃止前に奨励金の支給を受けられることとなった事業主に対し、奨励金を支給するための経過措置を定める。

2 今後の予定

- 1 (1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、(2) 期間雇用者継続就業支援コースの新設、(3) 中小企業事業主に係る定義変更、(5) 両立支援助成金の支給額上乘せ制度の創設（ポジティブ・アクション加算）

本予算の衆院可決後
3月22日（金）
3月29日（金）
予算成立後

パブリックコメントの募集
労働政策審議会（職業安定分科会）
労働政策審議会（雇用均等分科会）
公布・施行

- 1 (4) 継続就業支援コースの廃止、(6) 均衡待遇・正社員化推進奨励金の廃止

暫定予算の衆院可決後
3月22日（金）
3月27日（水）
3月29日（金）
4月1日（月）（予定）

パブリックコメントの募集
労働政策審議会（職業安定分科会）
労働政策審議会（労災保険部会）
労働政策審議会（雇用均等分科会）
公布・施行

(参考) 中小企業事業主の範囲(業種ごとのAまたはBに該当すれば中小企業)

	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
A. 資本金・出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
B. 常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

両立支援助成金(平成25年度案)

平成25年度予算案額62.1億円(平成24年度 80.7億円)

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

29.5億(37.1億)

労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。

		助成率	
①設置費※1	大企業	1/3(上限1,500万円)	
	中小企業	2/3(上限2,300万円)	
②増築費※1	増築	大企業	1/3(上限750万円)
		中小企業	1/2(上限1,150万円)
	建替え	大企業	1/3(上限1,500万円)
		中小企業	1/2(上限2,300万円)
③運営費※2	大企業 1/2、中小企業 2/3 (上限1,179万6千円)		

- ※1 2回(初年度及び3年度目から5年度目までのいずれかの年度)に分けて支給
- ※2 運営開始後5年間支給

子育て期短時間勤務支援助成金

12.1億(11.3億)

少なくとも小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用者が生じた場合、事業主に支給する。

企業規模	1人目	2人目以降※
中小企業事業主	40万円	15万円
上記以外の事業主	30万円	10万円

- ※ 5年間、1企業当たり延べ10人まで(中小企業事業主は5人まで)

中小企業両立支援助成金

代替要員確保コース

1.2億(1.4億)

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。

支給対象労働者1人当たり	15万円 (注)
--------------	-------------

※ 1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで

休業中能力アップコース

0.6億(0.7億)

育児休業又は介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関する、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した中小企業事業主又は構成事業主の過半数が中小企業事業主である事業主団体に支給する。

- ①在宅講習
- ②職場環境適応講習
- ③職場復帰直前講習
- ④職場復帰直後講習

支給限度額	21万円 (注)
-------	-------------

※ 1企業当たり育児・介護それぞれ5年間、1年度延べ20人まで

(注)代替要員確保コース、休業中能力アップコース、継続就業支援コース(期間雇用者継続就業支援コース)については、両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、1企業当たり1回に限り、5万円を上乗せする。

期間雇用者継続就業支援コース

4.8億(0億)

期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、6カ月以上継続して雇用した中小企業事業主であって、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。(※育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以後平成28年3月31日までに就業者が対象。)

	支給額
1人目	40万円(注)
2人目から5人目まで	15万円(注)
期間雇用者の育児休業取得者が正社員として復職した場合	1人目 10万円加算 2~5人目 5万円加算

継続就業支援コース(経過措置)

13.9億(11.1億)

育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用した100人以下の事業主であって、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。(※初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以後平成25年3月31日までに就業者が対象。)

	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円